

返還の債務の当然免除にかかる

保育士修 学資金

施設名及び事業名

～返還免除に向けてのご案内～



◎職種は“保育士または保育教諭”として採用され、従事する事が条件です

(1) 児童福祉法第6条の「児童福祉施設(保育所を含む)」は下記の施設です

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 助産施設 | 7. 児童養護施設 |
| 2. 乳児院 | 8. 障害児入所施設 |
| 3. 母子生活支援施設 | 9. 児童発達支援センター |
| 4. (認可) 保育施設 | 10. 児童心理治療施設 |
| 5. 幼保連携型認定こども園 | 11. 児童自立支援施設 |
| 6. 児童厚生施設 | 12. 児童家庭支援センター |



(2) 児童福祉法第6条の3第9項から12項の業務とは、下記の事業です

- | |
|--------------|
| 1. 家庭的保育事業 |
| 2. 小規模保育事業 |
| 3. 居宅訪問型保育事業 |
| 4. 事業所内保育事業 |



【注意】

幼稚園教諭としての
採用は
対象外です

(3) その他、対象施設及び事業は下記の通りです

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| 1. 児童を一時保護する施設 | 8. 放課後児童健全育成事業(学童) |
| 3. 児童発達支援 | 9. 病児保育事業 |
| 4. 放課後等デイサービス | 10. 一時預かり事業 |
| 5. 幼稚園(要件有り) | 11. 企業主導型保育事業 |
| 6. 認定こども園 | 12. 乳児等通園支援事業 |
| 7. 認可外保育施設のうち、沖縄県または各市町村へ届け出をされた施設 | |

* 養成校卒業から1年以内に保育士登録を行い、上記いずれかの当該施設において、5年間(過疎地域・中高年離職者3年間)従事することで本貸付金の債務が免除となります。お手続きをお忘れなく(^^) /

また、幼稚園教諭の場合は職種が対象外であるため、返還となりますのでご注意ください。

***不明点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。**